

町民の皆さんが主体となり
実施する事業を
「まちづくり助成事業」
で応援します。

令和4年度は、5つの事業に対し、
その事業費の一部を助成しました。

●鮎貝小学校創立150周年記念誌刊行事業

鮎貝小学校の創立150周年を記念し、学校の歩みをまとめた記念誌を発刊。150年の伝統に誇りを持ち地域における愛校心や郷土愛の醸成が図られた。

- 実施団体 白鷹町立鮎貝小学校創立150周年
記念事業実行委員会
委員長 今間 邦雄
- 認定事業費 1,294,700円
- 助成額 500,000円

●映画「出稼ぎの時代から」がつなぐ白鷹町
と宮前区事業

出稼ぎの労働実態を記録した55年前のスライド写真を基に制作された映画の上映会。出稼ぎ先であった川崎市宮前区の住民とのトークショーも行われ、今後の交流の足掛かりとなった。

- 実施団体 白鷹町出稼ぎの記録映画制作委員会
委員長 菊地 富夫
- 認定事業費 217,988円
- 助成額 105,000円

●羽黒の森周遊コース看板整備事業

歴史や文化に触れ、町内外のより多くの人に散策を楽しんでもらえるよう羽黒の森の周遊コースを周知する看板を整備。

- 実施団体 羽黒の森を守る会
会長 槌谷 謙滋郎
- 認定事業費 351,460円
- 助成額 175,000円

●鮎貝地区児童神楽舞伝承事業

日本の伝統文化である神楽をこどもたちが体験、習得し伝えていくため地域で神楽舞を披露。

- 実施団体 鮎貝地区児童神楽保存会
会長 江口 俊雄
- 認定事業費 309,580円
- 助成額 150,000円

●第10回貝生大花火大会

地域住民で企画している貝生大花火大会の第10回大会。コロナ禍により自粛されていた地域活動の再開により地域に活気が戻り、貝生地区のみならず町民が楽しめる事業となった。

- 実施団体 貝生地区青年会 会長 菅原 隆之
- 認定事業費 2,034,462円
- 助成額 500,000円



第10回貝生大花火大会

白鷹町まちづくり助成事業

—まちづくり事業に助成を希望する

団体を募集します—

白鷹町まちづくり助成事業は、地域や集落、または町民の自主的な団体などのまちづくり団体が、地域の活性化や住み良いまちをつくることを目的とした自主的で計画的な活動などを応援する事業です。

助成の対象とする事業

①地域づくり事業

コミュニティ施設などの整備、地域特性を活かした施設などの整備、地域の景観形成など

②生涯学習事業

講演会、講習会、研修会の開催、芸術文化活動など

③歴史・文化事業

歴史文化の保存伝承、郷土史発刊、郷土料理の伝承など

④イベント・交流拡大事業

大会、まつり、シンポジウム、都市交流など

⑤チャレンジ事業

NPO・ボランティア団体の立ち上げ、特産物の開発など

⑥環境保全・地球温暖化対策事業

ごみ減量化や省エネルギーの取り組み、自然エネルギーの研究、ビオトープ整備、水質浄化活動など

⑦まちづくり団体直営事業

まちづくり団体の構成員がコミュニ

ティ施設などの維持管理作業などを直接行う際に必要な原材料費などの支給

⑧同窓会事業（詳細はお問い合わせください。）

満39歳以下の学年などの単位で町内にて開催される同窓会

▼助成する額

①～⑥、⑨は10万円以上の事業で、事業費の50%以内の額とします。ただし、助成限度額は50万円です。

⑦は原材料費などの80%以内の額で、限度額は10万円とします。なお、

①～⑥、⑨の中には一部⑦の内容が複合しているようなときは、⑦の費用に関して80%の額を助成します。ただし、限度額は50万円です。

▼対象とする期間

原則として単年度事業とし、年度末まで完了する事業を対象とします。

助成金交付までの流れ

①協議書の提出

実施事業への助成を希望する団体には、事前に協議書を提出いただきます。事業計画書、収支予算書及び事業費の内訳がわかる見積書を提出ください。任意団体の場合は団体の規約またはそ

れに類するものもあわせて提出ください。事業開始まで余裕を持って協議いただくようお願いいたします。

②助成事業の採択

提出いただいた協議書に基づき、役場内に設置する「白鷹町まちづくり助成事業選定委員会」で審査し、事業の採択と助成額を内示します。

③助成金の申請及び交付決定

内示により申請書を提出し、助成金交付の決定後に事業を開始してください。

④実績報告書の提出

事業完了後に実績報告書及び事業成績書、収支精算書を提出いただきます。事業の実施状況がわかる写真を添付してください。なお、事業の実施状況により事業費や事業内容が変わる場合は「事業計画変更承認申請書」を提出いただきますのでご相談ください。

⑤助成金の交付

実績報告により助成金の交付額を確定し、助成金を交付します。 ※事業に必要な場合は、実施期間中の概算払も可能ですのでご相談ください。

い。